

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省国土政策局総合計画課）

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開 始	
税 目		—	
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 にお いて、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応 するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、 事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたこ とを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）と連携して開始する。		
	（注）関係府省庁は、内閣官房国土強靱化推進室、内閣府、警察庁、こども家 庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、環境省及び防衛省		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	（改正増減収額）		（ — 百万円）
	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、 首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国 民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防 災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。			
「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において は、令和 8 年度からの令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。			
国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であること から、財源確保方策の検討を開始するものである。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		新規要望	